

種子産業法施行規則

制定 1998.01.24 農林部令 第 1272 号	改正 2012.12.11 農林水産食品部令 第 326 号
改正 2001.08.03 農林部令 第 1396 号	改正 2013.03.24 農林畜産食品部令 第 20 号
改正 2004.03.12 農林部令 第 1463 号	全文改正 2013.10.18 農林畜産食品部令 第 49 号
改正 2007.11.30 農林部令 第 1574 号	他法改正 2015.01.06 農林畜産食品部令 第 129 号
改正 2008.02.04 農林部令 第 1582 号	他法改正 2016.01.19 農林畜産食品部令 第 192 号
改正 2008.03.03 農林水産食品部令 第 1 号	他法改正 2016.06.23 海洋水産部令 第 192 号
改正 2008.12.31 農林水産食品部令 第 55 号	他法改正 2017.01.02 農林畜産食品部令 第 237 号
改正 2010.09.01 農林水産食品部令 第 145 号	一部改正 2017.01.11 農林畜産食品部令 第 238 号
改正 2012.01.13 農林水産食品部令 第 243 号	一部改正 2017.06.28 農林畜産食品部令 第 276 号
改正 2012.05.17 農林水産食品部令 第 277 号	

第 1 章 総 則

第 1 条(目的) この規則は、「種子産業法」及び同法施行令で委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条(定義) この規則で“遺伝子変形種子”とは、人工的に遺伝子を分離または再組合せして意図した特性を有するようにした種子をいう。

第 2 章 種子産業の基盤造成

第 3 条(専門人力養成機関の指定基準等) ①「種子産業法施行令」(以下“令”という)第 3 条第 2 項による専門人力養成機関の指定基準は別表 1 のとおりである。

②令第 3 条第 3 項各号の他の部分による専門人力養成機関の指定申請書は別紙第 1 号書式による。

③令第 3 条第 4 項による指定書は別紙第 2 号書式により、発給台帳は別紙第 3 号書式による。

第 4 条(種子産業振興センター指定申請書) 令第 5 条第 2 項各号外の部分による種子産業振興センター指定申請書は別紙第 4 号書式による。

第3章 品種性能の管理

第5条(国家品種目録の登載及び申請) 「種子産業法」(以下“法”という)第16条第1項により国家品種目録(以下“品種目録”という)に登載申請をしようとする者(以下“品種目録登載申請人”という)は別紙第5号書式の品種目録登載申請書に次の各号の書類及び物を添付して山林庁長または国立種子院長に提出(電子文書による提出を含む)しなければならない。

1. 品種の写真及び種子試料。ただし、種子試料が栄養体である場合には栽培試験の適期等を考えて山林庁長または国立種子院長が別に提出を要請した時期に提出を求めた場所に提出しなければならない。
2. 品種目録登載申請手数料の納付証明書1部
3. 代理権を証明する書類1部(代理人を通じて提出する場合のみ該当する)
4. 「遺伝子変形生物体の国家間移動等に関する法律」第8条第3項による危害性審査書1部(遺伝子変形品種である場合のみに該当する。)

第6条(品種性能の審査基準) 法第17条第1項による品種性能の審査は次の各事項別に山林庁長または国立種子院長が定める基準により実施する。)

1. 審査の種類
2. 栽培試験期間
3. 栽培試験地域
4. 標準品種
5. 評価形質
6. 評価基準

第7条(意見書) 法第17条第3項または第20条第2項により拒絶理由または取消し理由に対する意見書を提出しようとする者は別紙第6号書式の意見書に次の各号の書類及び物を添付して山林庁長または国立種子院長に提出しなければならない。

1. 意見内容を証明する書類またはその他の物各1部
2. 代理権を証明する書類1部(代理人を通じて提出する場合のみ該当する)

第8条(品種目録の登載書式) 法第17条第4項による品種目録の登載は別紙第7号書式による。

第9条(品種目録の登載品種の公告) ①法第18条前段により公告する場合には次の各号の事項を公報に掲げなければならない。

1. 品種目録の登載申請人の氏名及び住所(法人の場合にはその名称、代表者の氏名及び営業所の所在地をいう)
2. 品種目録の登載申請人の代理人氏名及び住所または営業所の所在地(代理人を通じて提出する場合のみ該当する)
3. 品種育成者の氏名及び住所(育成者と品種目録登載申請人が異なる場合のみ該当する)

4. 品種が属する作物の学名及び一般名
5. 品種の名称
6. 品種育成過程の説明
7. 品種の性能及び試験成績
8. 栽培適応地域
9. 品種目録の登録番号及び品種目録の登録の年月日
10. 法第 19 条第 1 項による品種目録登録の有効期間

②法第 18 条後段により公告する場合には第 1 項第 1 号・第 4 号・第 5 号・第 9 号の事項と法第 19 条第 2 項による品種目録登録の有効期間を公報に掲げなければならない。

第 10 条(品種目録登録の有効期間の延長申請) 法第 19 条第 2 項による品種目録登録の有効期間の延長を申請しようとする者は、別紙第 8 号書式の延長申請書に代理権を証明する書類(代理人を通じて提出する場合のみ該当する)を添付して、山林庁長または国立種子院長に提出しなければならない。

第 11 条(品種目録の登録取消しの公告) 法第 20 条第 3 項により品種目録登録の取消しに関して公告する場合には次の各号の事項を公報に掲げなければならない。

1. 第 9 条第 1 項第 1 号、第 3 号から第 5 号まで及び第 9 号の事項
2. 品種目録登録の取消し決定の主文及びその理由
3. 品種目録の登録の取消し年月日

第 12 条(種子生産の代行資格) 法第 22 条第 5 号に“農林畜産食品部令で定める**種子業者または「農漁業経営体の育成及び支援に関する法律」第 2 条第 3 号による農業経営体**”とは次の各号のいずれかに該当する者をいう。

1. 法第 37 条第 1 項により登録された種子業者
2. 該当作物栽培に 3 年以上の経験がある**農業人または農業法人**として農林畜産食品部長官が定めて告示する確認手続きにより特別自治市長・特別自治道知事・市長・君守または自治区の区庁長(以下“市長・君守・区庁長”という)または管轄国立種子院支援長の確認を受けた者

第 13 条(被害補償の手続き) ①令第 9 条第 1 項により被害補償[「山林支援の造成及び管理に関する法律」第 2 条第 8 号による山林用種子(山林用苗木を含み、以下“山林用種子”という)に関する被害補償は除く]を受けようとする農業人は別紙第 9 号書式の政府補給種子は被害補償申請書に次の各号の書類を添付して種子の欠陥による被害(以下“種子被害”という)が発生した土地所在地を管轄する里長・統長を経て市長・君守・区庁長に提出しなければならない。

1. 種子購入を証明できる書類
2. 種子被害を証明できる写真資料等

②市長・君守・区庁長は第 1 項による被害補償申請書を受け付けたときには次の各号の事項を確認した後別紙第 10 号書式の農家別種子被害事実確認書を作成して国立種子院長に提出しなければならない。

1. 種子被害の原因が種子の欠陥によるものかどうか
2. 種子被害の発生段階別被害規模及び被害程度

3. その他に被害補償に必要な事項

- ③第2項により農家別種子被害事実確認書の提出を受けた国立種子院長は農家別種子被害事実確認書の内容を国立種子院の支院長に確認させることができる。
- ④山林用種子に対して令第9条第1項により被害補償を受けようとする農業人は第1項により申請書と添付書類を里長・統長を経て農林畜産食品部長官に提出しなければならない。申請書と添付書類を受けた農林畜産食品部長官は第2項により農家別種子被害事実確認書を作成しなければならない。

第4章 種子の保証

第14条(種子管理士の登録申請等) ①法第27条第2項により種子管理士で登録しようとする者は別紙第11号書式の申請書に次の各号の書類(種子技術士の資格を取得した人は第1号及び第3号の書類)を添付して山林庁長または国立種子院長に提出しなければならない。

1. 資格証の写し1部
2. 種子業務またはこれに類似した業務に携わった経歴証明書1部
3. 写真(申請前6ヶ月以内に帽子をかぶらないで撮った上半身の半名刺判でなければならない)2枚

②第1項により種子管理士の登録申請を受けた山林庁長または国立種子院長は申請人が令第12条による資格を備えた場合には別紙第12号書式の種子管理士登録簿に登録し、別紙第13号書式の種子管理士の登録証を申請人に発給しなければならない。

第15条(種子管理士に対する行政処分の細部的な基準) 法第27条第5項による種子管理士に対する行政処分の細部的な基準は別表2の通りである。

第16条(種子管理士登録証の変更発給申請等) ①種子管理士登録証を変更発給されようとする者は別紙第11号書式の申請書に種子管理士登録証及び写真(申請前6ヶ月以内に帽子をかぶらないで撮った上半身の半名刺判でなければならない)1枚を添付して山林庁長または国立種子院長に提出しなければならない。

②紛失または毀損により種子管理士登録証を再発給されようとする者は別紙第11号書式の申請書に写真(申請前6ヶ月以内に帽子をかぶらないで撮った上半身の半名刺判でなければならない)1枚を添付して山林庁長または国立種子院長に提出しなければならない。

第17条(検査基準及び方法等) ①法第28条第1項による圃場検査(以下“圃場検査”という)。法第30条第1項による種子検査(以下“種子検査”という)及び同条第2項による再検査(以下“再検査”という)は次の各号の事項別に農林畜産食品部長官又は山林庁長が定めて告示する基準と山林庁長または国立種子院長が定めて告示する方法により実施する。

1. 用語の定義
2. 作物別圃場検査規格(異なる品種または系統の作物と交雑される恐れを除くための隔離距離及び隔離施設とその他に保証された品種性能を備えた種子の生産のための圃場条件を含む)

3. 作物別種子検査規格

4. 作物別再検査規格

②第1項による検査は全数または表本抽出の検査方法による。

③農林畜産食品部長官又は山林庁長は天災地変、その他種子の需要・供給上、特に必要だと認める時には第1項及び第2項にもかかわらず1年の範囲で期間を定めてその検査基準及び方法を違って定めることができる。

④法第24条第2項による国家保証に必要な圃場検査、種子検査または再検査を担当する山林庁または国立種子院所属の公務員の資格及び管理等に関する事項は山林庁長または国立種子院長が定める。

第18条(検査申請等) ①圃場検査または種子検査を受けようとする者は別紙第14号書式の検査申請書を山林庁長・国立種子院長(以下この章では“検査機関の長”という)または種子管理士に提出しなければならない。

②検査機関の長または種子管理士は第1項による検査をした後、遅滞なくその結果を該当申請人に知らせなければならない。

第19条(再検査申請等) ①再検査を受けようとする者は種子検査の結果を通知された日から15日以内に別紙第15号書式の再検査申請書に種子検査の結果通知書を添付して検査機関の長または種子管理士に提出しなければならない。

②第1項により再検査申請を受けた検査機関の長または種子管理士はその申請書を受けた日から20日以内に再検査をしなければならない。

③検査機関の長または種子管理士は第2項による再検査の結果が再検査前の種子検査結果と違って合格または不合格が変更される場合には遅滞なくその再検査結果を再検査を申請した者に知らせなければならない。

第20条(保証表示) 法第31条第3項による保証表示は別表3のとおりである。

第21条(保証の有効期間) 法第31条第3項による作物別保証の有効期間は次の各号と同じであり、その起算日は各保証種子を包装した日にする。但し、農林畜産食品部長官が別に定めて告示したり種子管理士が別に定める場合にはそれに従う。

1. 野菜:2年
2. 茸:1ヶ月
3. じゃが芋・サツマイモ:2ヶ月
4. 麦類・豆:6ヶ月
5. その他の作物:1年

第22条(保証書の発給) ①法第32条により保証書を発給されようとする者は別紙第16号書式の保証書発給申請書を検査機関の長または種子管理士に提出しなければならない。

②検査機関の長または種子管理士は第1項により保証書発給申請書を受けた時には別紙第17号書式の保証書を該当申請人に発給しなければならない。

第 23 条(事後管理試験) 法第 33 条第 1 項による事後管理試験は次の各号の事項別に検査機関の長が定める基準と方法により実施する。

1. 検査項目
2. 検査時期
3. 検査回数
4. 検査方法

第 5 章 種子の及び苗の流通

第 24 条(種子業登録申請書等) ①法第 37 条第 1 項により種子業の登録をしようとする者は別紙第 18 号書式の種子業登録申請書に次の各号の資料を添付して市長・君守・区庁長に提出しなければならない。

1. 令第 13 条による施設基準を充足したことを証明する資料
 2. 種子管理士を 1 名以上保有していることを証明する資料(令第 15 条各号の作物のみを生産・販売する場合は除く)
- ②令第 14 条第 2 項による種子業登録証は別紙第 19 号書式による。

第 24 条の 2(育苗業登録申請書等) ①令第 15 条の 3 第 1 項による育苗業登録申請書は別紙第 19 号の 2 書式に従う。

②令第 15 条の 3 第 2 項による育苗業登録証は別紙第 19 号の 3 書式に従う。

第 25 条(種子業または育苗業登録事項の変更通知) ①令第 14 条第 3 項及びまたは第 15 条の 3 第 3 項により登録事項の変更を通知しようとする者は別紙第 20 号書式の登録事項変更通知書に次の各号の書類を添付して市長・君守・区庁長に提出しなければならない。

1. 種子業登録証または育苗業登録証
 2. 変更事項を証明する書類 1 部
- ②第 1 項による変更通知を受けた市長・君守・区庁長はその事実可否を確認した上、**種子業登録証または育苗業登録証**を変更して発給しなければならない。

第 26 条(種子業登録証または育苗業登録証の再発給申請) 種子業登録証または育苗業登録証を失ったり古くて使えなくなって再発給を受けようとする者は別紙第 21 号書式の**種子業登録証または育苗業登録証再発給申請書**を市長・君守・区庁長に提出しなければならない。

第 27 条(品種の生産・輸入販売申告) ①法第 38 条第 1 項により品種の生産・輸入販売を申告しようとする者は別紙第 22 号書式の品種生産・輸入販売申告書に次の各号の書類及び物を添付して山林庁長または国立種子院長に提出(電子的方法を通じた提出を含む)しなければならない。

1. 申告品種の写真や申告品種の写真が収録されたカタログ及び種子試料。但し、種子試料が苗木または栄養体である場合には山林庁長または国立種子院長が別に提出を要請した時期に提出を要請した場所に提出しなければならない。
 2. 輸入適応性試験確認書 1 部(輸入適応性試験の対象作物の場合のみ該当する)
 3. 代理権を証明する書類 1 部(代理人を通じて提出する場合のみ該当する)
 4. 「遺伝子変異生物体の国家間移動等に関する法律」第 8 条第 3 項による危害性審査書 1 部(遺伝子変異品種である場合のみ該当する)
 5. 「植物防疫法」第 17 条による検疫合格証明書 1 部(同法第 10 条第 2 項により輸入できる禁止品のみ該当する)
 6. 種子業登録証写し 1 部(最初の生産販売申告の場合のみ該当する)
- ②山林庁長または国立種子院長は第 1 項により品種の生産・輸入販売申告を受けた時には別紙第 23 号書式の申告証明書を該当申告人に発給し、その事実を公報に掲載しなければならない。
- ③法第 38 条第 2 項による主要事項は次の各号の通りである。
1. 代表者名
 2. 法人名称
 3. 住所
- ④法第 38 条第 2 項により変更された主要事項を申告しようとする者は別紙第 24 号書式の品種生産・輸入販売変更申告書に次の各号の書類を添付して山林庁長または国立種子院長に提出(電子的方法を通じた提出を含む)しなければならない。申告を受けた山林庁長または国立種子院長は別紙第 23 号書式の申告証明書を該当申告人に発給しなければならない。
1. 品種生産・輸入販売申告証明書
 2. 変更事項を証明する書類
 3. 代理権を証明する書類(代理人を通じて提出する場合のみ該当する)
- ⑤第 2 項または第 4 項により申告証明書の発給を受けた者がその申告証明書を失ったり古くて使えなくなって再発給を受けようとする場合は別紙第 25 号書式の品種生産・輸入販売申告証明書再発給申請書を山林庁長または国立種子院長に提出(電子的方法を通じた提出を含む)しなければならない。

第 28 条(種子業者及び育苗業者に対する行政処分の細部基準等) ①法第 39 条第 1 項及び法第 39 条の 2 第 1 項による種子業者及び育苗業者に対する行政処分の細部基準は別表 4 のとおりである。

②市長・君守・区庁長は行政処分をしたときには関係公務員をして営業所の名称、処分内容、処分期間等が書かれた掲示文を該当営業所の出入り口またはその他よく見えるところに掲示させなければならない。

第 29 条(輸入適応性試験の申請) 法第 41 条第 1 項により農林畜産食品部長官が定めて告示する作物の種子で国内に始めて輸入される品種の種子を販売したり普及するために輸入しようとする者は別紙第 27 号書式の申請書に輸入適応性試験計画書を添付して山林庁長とか第 46 条による法人または団体のなかで農業関連法人または団体の長に提出しなければならない。

第 30 条(審査基準) 法第 41 条第 2 項による輸入適応性試験の審査は第 6 条第 2 号から第 6 号までの規定による事項別で農林畜産食品部長官が定めて告示する基準により実施する。

第 31 条(譲許関税適用輸入推薦申請等) ①法第 42 条第 1 項により市場接近物量に適用する譲許税率で種子を輸入しようとする者は別紙第 28 号書式の申請書に次の各号の書類を添付して農林畜産食品部長官が指定して告示する関連機関または団体の長(以下“代行機関の長”という)に提出しなければならない。

1. 令第 11 条による国際種子検定機関で発行した種子保証書(品種目録登録対象作物の場合のみ該当する)
2. 輸入適応性試験確認書(輸入適応性試験対象作物の場合のみ該当する)

②代行機関の長は第 1 項により輸入推薦申請を受けた時には別紙第 29 号書式の輸入推薦書を該当申請人に発給しなければならない。

第 32 条(譲許関税適用の輸入推薦物量等) 法第 42 条第 2 項による譲許関税適用の輸入推薦物量は譲許関税推薦計画の範囲内にしなければならない。譲許関税適用 輸入推薦 申請者に先着順に配定する。但し、申請量が計画物量を超える時には輸入推薦対象者別に計画物量を配分することができる。

第 33 条(事後報告) 譲許関税適用の輸入推薦を受けた者は譲許関税適用の輸入推薦件別に到着及び通関内訳を毎翌月 5 日まで代行機関の長に提出しなければならない。

第 33 条の 2(種子の検定申請等) ①法第 42 条の 2 第 2 項により種子の検定を申請しようとする者は、別紙第 29 号の 2 書式の種子検定申請書に検定を受けようとする種子の試料を添付して、山林庁長または国立種子院長に検定を申請しなければならない。

②山林庁長または国立種子院長は検定申請を受付した日から 7 日以内に検定結果を申請人に通報しなければならない。ただし、7 日以内に通報することができないと判断された場合には、申請人と協議して検定期間を別に定めることができる。

③山林庁長または国立種子院長は円滑な検定業務の遂行のために必要であると判断される場合には、申請人へ最小限の範囲で施設、設備及び人力等の提供を要請することができる。

第 33 条の 3(検定項目及び方法等) ①法第 42 条の 2 第 1 項による種子の検定項目は、次の各号のとおりである。

1. 正粒
2. 被害粒
3. 異種種子
4. 異物
5. 発芽率
6. 水分
7. 果樹苗木ウィルス
8. 果樹苗木ウイロイド
9. その他に山林庁長又は国立種子院長が定めて告示する項

②法第 42 条の 2 第 1 項による検定項目に対する種子の検定手続および詳細方法は、山林庁長または国立種子院長が定めて告示する。

第 33 条の 4(検定証明書の発給) 山林庁長または国立種子院長は、法第 42 条の 2 第 1 項により種子を検定した場合には、申請人へ別紙第 29 号の 3 書式の種子検定証明書を発給しなければならない。

第 34 条(流通種子及び苗の品質表示) ①法第 43 条第 1 項第 3 号で“農林畜産食品部令で定める事項”とは次の各号の事項を言う。

1. 品種の名称
2. 種子の発芽率(茸種菌の場合は種菌接種日)
3. 種子の圃場当たり重さまたは粒の個数
4. 輸入年月及び輸入者名(輸入種子の場合のみ該当し、国内で育成された品種の種子を海外で採種して輸入する場合は除く)
5. 栽培時特に注意すべき事項
6. 種子業登録番号(種子業者の場合のみ該当する)
7. 品種保護出願公開番号(「植物新品種保護法」第 37 条により出願公開された品種の場合のみ該当する)または品種保護登録番号(「植物新品種保護法」第 2 条第 6 号による保護品種で品種保護権の存続期間が残っている場合のみ該当する)
8. 品種生産・輸入販売申告番号(法第 38 条第 1 項による生産・輸入販売申告品種の場合のみ該当する)
9. 規格苗の表示(苗木の場合のみ該当して、規格苗の規格基準及び表示方法は農林畜産食品部長官が定めて告示する)
10. 遺伝子変形種子の表示(遺伝子変形種子の場合のみ該当し、表示方法は「遺伝子変異生物体の国家間移動等に関する法律施行令」第 24 条による)

②法第 43 条第 2 項第 2 号にて“農林畜産食品部令で定める事項”とは、次の各号の事項をいう。

1. 作物名
2. 生産者名
3. 育苗業登録番号

第 35 条(品質検査の基準等) ①法第 45 条第 1 項による品質検査の基準及び方法は別表 5 のとおりである。

②山林庁長または国立種子院長は第 1 項により品質検査をした場合にはその結果を遅滞なく該当**種子業者、育苗業者または種子や苗を売買する者**に知らせなければならない。

第 36 条(収集した種子の保管) ①山林庁長または国立種子院長は法第 45 条第 3 項により収集した種子を保管する場合には所属公務員の中から種子の保管責任者を指定しなければならない。

②第 1 項による保管責任者は次の各号の事項を遵守しなければならない。

1. 保管対象種子をいれた袋または容器に管理番号を付与すべし
2. 保管対象種子が変更されたり品質が損なわれないように保管すべし
3. 山林庁長または国立種子院長が定めるところにより貯蔵庫の温度及び相対湿度等を適正に維持・管理すべし

第 37 条(関係公務員の証表) 法第 45 条第 5 項による関係公務員の証表は別紙第 26 号書式による。

第 37 条の 2(種子業または育苗業の登録・変更等の報告) 市長・郡守・区庁長は法第 45 条第 6 項により次の各号の事項を別紙第 29 号の 4 書式に従い、毎年 1 月 20 日まで国立種子院長に報告しなければならない。

1. 前年度の令第 14 条第 2 項による種子業登録証及び令第 15 条の 3 第 2 項による育苗業登録証交付実績
2. 前年度の令第 14 条第 3 項による種子業登録事項の変更実績及び令第 15 条の 3 第 3 項による育苗業登録事項の変更実績

第 38 条(種子試料の保管) ①山林庁長または国立種子院長は法第 46 条第 1 項による種子試料の保管・管理のため種子試料の保管・管理責任者を指定しなければならない。

②第 1 項による種子試料の保管・管理責任者は山林庁長または国立種子院長が定める種子試料の保管及び管理方法等により種子試料を保管・管理しなければならない。

③種子試料が法第 46 条第 1 項各号外の部分後段による栄養体である場合には山林庁長又は国立種子院長が別に提出を要請した時期及び方法により提出を要請した場所に種子試料を提出しなければならない。

第 39 条(紛争対象種子及び苗に対する試験・分析申請) ①法第 47 条第 1 項により紛争対象種子または苗に対する試験・分析を申請しようとする者は別紙第 30 号書式の試験・分析申請書に種子試料または苗試料を添付して山林庁長または国立種子院長に提出しなければならない。

②法第 47 条第 3 項前段により紛争対象種子または苗に対する試料の採取を申請しようとする者は別紙第 30 号書式の試料採取申請書を山林庁長または国立種子院長に提出しなければならない。

第 40 条(補償請求等) ①法第 47 条第 7 項により種子または苗の欠陥による被害に対する補償を請求しようとする者は別紙第 31 号書式の請求書に次の各号の書類を添付して種子業者または育苗業者に提出しなければならない。

1. 「消費者基本法施行令」第 8 条第 3 項により告示された品目別消費者紛争解決基準による補償金算出内訳書 1 部
2. 法第 47 条第 5 項による試験・分析結果通報書の写し 1 部

②第 1 項による補償請求を受けた種子業者または育苗業者は補償請求を受けた日から 15 日以内にその補償請求に対する補償可否を決定しなければならない。

③種子業者または育苗業者は第 1 項による補償請求による補償をしようとする場合には合意書を作成して両方の当事者が記名捺印してその写しを山林庁長または国立種子院長に提出しなければならない。

第 40 条の 2(保管対象項目等) ①法第 47 条第 8 項による保管対象項目は次の各号のとおりである。

1. 種子及び床土の購買日と名称を記録した資材購買履歴台帳
2. 播種日、接木日および農薬使用履歴(有効成分、使用回数)を記録した資材使用履歴台帳
3. 出荷日、取引量及び取引者を記録した苗取引台帳

②育苗業者は、第 1 項各号による台帳を作成日から 3 年間保管しなければならない

第 41 条(紛争調停の手続き等) ①法第 48 条第 1 項による紛争調停申請はこの規則第 40 条第 1 項により種子業者または育苗業者に被害補償を請求したが補償金に対する合意がなされていない場合にできる。

②第1項により紛争調停申請をしようとする者は別紙第32号書式の紛争調停申請書に次の各号の書類を添付して山林庁長または国立種子院長に提出しなければならない。

1. 紛争当事者間の交渉経緯書(紛争が発生したときから紛争調停申請するまでの日程別交渉内容とその内容を証明できる資料を言う)
 2. 紛争調停の申請建議の審査・調停に参考できる客観的な資料
- ③山林庁長または国立種子院長は第2項により紛争調停申請書を提出され紛争調停をする時には第5項による紛争調停協議会の審議を経なければならない。
- ④第3項による紛争調停の結果、紛争当事者間の合議された事項は調書に記載する。
- ⑤紛争調停に関する事項を審議するために山林庁及び国立種子院に紛争調停協議会を置き、紛争調停協議会は次の各号のいずれか一つに該当する人3名以上に構成する。
1. 大学または公認された研究機関で**種子および苗**に係った分野の助教授以上またはこれに相当する職にいるかまたはいた人
 2. **種子および苗**に係った業務に携わったりまたは携わった4級以上公務員(高位公務員団に属する一般的公務員を含む)またはこれに相当する公共機関の職にいるかまたはいた人
 3. 弁護士の資格がある人
 4. 「非営利民間団体支援法」第2条による非営利民間団体から推薦した紛争調停に関する専門家
 5. その他、種子産業に関する学識と経験が富んだ人
- ⑥第5項による紛争調停協議会の運営等紛争調停に係った具体的な事項は山林庁長または国立種子院長が定めて告示する。

第6章 補則

第42条(使用文字) 法第49条但書きにより次の各号の事項は英語で書ける。但し、第2号及び第4号の事項を英語で書く時にはハングルを発音どおり一緒に書かなければならない。

1. 学名
2. 品種名称
3. 専門用語(ハングルで表記する適切な用語がない場合に限る)
4. 外国人の氏名及び法人の名称
5. 外国にある住所および営業所の所在地

第43条(手数料の金額及び納付方法等) ①法第51条による手数料の金額及び納付期間は別表6の通りである。

②第1項による手数料は別紙第33号書式により現金で納付したり情報通信網を利用して電子貨幣・電子決済等の方法で納付できる。

第44条(手数料の免除及び返還) ①法第52条第1項で“農林畜産食品部令で定める者”とは次の各号のいずれか一つに該当する人をいう。

1. 「国家有功者等礼遇及び支援に関する法律」第4条による国家有功者及び同法第5条による国家有功者の遺族または家族

2. 「5・18 民主有功者礼遇に関する法律」第4条による5・18 民主有功者及び同法第5条による5・18 民主有功者の遺族または家族

3. 「枯葉剤後遺の症等患者支援及び団体設立に関する法律」第4条により登録された枯葉剤後遺症患者・枯葉剤後遺の重病患者及び枯葉剤後遺症二世患者

4. 「特殊任務有功者礼遇及び団体設立に関する法律」第3条による特殊任務有功者及び同法第4条による特殊任務有功者の遺族または家族

5. 「独立有功者礼遇に関する法律」第4条による独立有功者及び同法第5条による独立有功者の遺族または家族

6. 「参戦有功者礼遇及び団体設立に関する法律」第5条により登録された参戦有功者

7. 「障害者福祉法」第32条第1項により登録された障害者

②法第52条第1項により手数料を免除されようとする者は別紙第34号書式の手数料の免除申請書に次の各号の書類を添付して山林庁長または国立種子院長に提出しなければならない。

1. 第1項第2号から第6号までのいずれか一つに該当するものを証明する書類

2. 代理権を証明する書類(代理人を通して提出する場合のみ該当する)

③山林庁長または国立種子院長は次の各号の書類を「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を通して確認しなければならない。但し、申請人が確認に同意しない場合には該当書類を添付するようにしなければならない。

1. 「国民基礎生活保障法施行規則」第40条による受給者証明書

2. 「国家有功者等礼遇及び支援に関する法律施行規則」第17条による国家有功者証または国家有功者遺族中または国家有功者(遺族)確認原

3. 「障害者福祉法施行規則」第9条による障害者証明書

④手数料の免除対象者が第2項により免除事由とその対象等を書かなかつたりこれを証明する書類を添付しなかったりする等の理由で第1項による免除を受けず、手数料を納付した後その免除分を返還してもらおうとする場合には手数料の納付対象行為をするときに手数料の免除対象であったことを証明する書類を添付して別紙第34号書式の手数料の免除申請書とその返還の対象となる手数料を納付した日から3年以内に山林庁長または国立種子院長に提出しなければならない。

第45条(返還する手数料の代替) ①法第52条第3項但書きによる返還金は納付した者の申請により納付期間が経ていない他の手数料に代替できる。この場合他の手数料は代替申請が受理された日に納付されたものと見る。

②第1項による返還金の代替手続きは農林畜産食品部長官が定めて告示する。

第46条(権限の委託が受けられる法人または団体) 法第53条第2項で“農林畜産食品部令で定める農林業関連法人または団体”とは次の各号の法人または団体をいう。

1. 「農業協同組合法」による組合及びその中央会(農協経済持株会社を含む)

2. 削除<2016.6.23>

3. 「山林組合法」による組合及びその中央会

4. 「葉タバコ生産協同組合法」による葉タバコ生産協同組合及びその中央会

5. 「民法」第 32 条により農林畜産食品部長官の許可を得て設立された種子産業関連協会

第 47 条(規制の再検討) ①農林畜産食品部長官は次の各号の事項に対して次の各号の基準日を基準に 3 年ごとに(毎 3 年になる年の基準日と同日前までをいう)その妥当性を検討して改善等の処置をしなければならない。

1. 削除<2017.1.2>

2. 第 15 条及び別表 2 による種子管理士に対する行政処分の細部的な基準:2017 年 1 月 1 日

3. 第 27 条による品種の生産・輸入販売申告及び変更申告の手続き:2017 年 1 月 1 日

4. 第 29 条による輸入適応性試験の申請手続き:2017 年 1 月 1 日

5. 第 33 条による事後報告の時期:2017 年 1 月 1 日

6. 第 34 条による流通種子の品質表示事項:2017 年 1 月 1 日

7. 第 35 条第 1 項及び別表 5 による品質検査の基準及び方法:2017 年 1 月 1 日

②農林畜産食品部長官は第 5 条による国家品種目録の登載申請時、提出する書類及び物に対して 2016 年 1 月 1 日を基準に 3 年ごとに(毎 3 年になる年の 1 月 1 日前までをいう)その妥当性を検討して改善等の処置をしなければならない。<新設 2016.1.19>

[本条新設 2015.1.6]

附 則<第 237 号 2017.1.2.>

第 1 条(施行日) この規則は公布した日から施行する。

第 2 条 省略

附 則<第 238 号 2017.1.11.>

第 1 条(施行日)この令は 2017 年 1 月 31 日から施行する。

第 2 条(行政処分に関する適用例) 別表 2 の改正規定はこの法の施行前の違反行為に対する行政処分の場合にも適用する。

附 則<第 276 号 2017.6.28.>

この令は 2017 年 12 月 28 日から施行する。ただし、第 12 条、第 33 条の 2、第 33 条の 3、第 33 条の 4、第 46 条、別表 6 第 1 号ト目、別紙第 29 号の 2 書式及び別紙第 29 号の 3 書式の改正規定は、2017 年 6 月 28 日から施行する。